

## 旅館業と周辺地域の生活環境との調和を図るために必要な事項に関する要綱

「旅館業における衛生等管理要領」（「公衆浴場における衛生等管理要領等について」別添3）で示された旅館業における生活環境への悪影響の防止に関する旅館業法の考え方を踏まえ、旅館業の営業に起因する周辺地域の生活環境への悪影響を防止し、旅館業と周辺地域の生活環境との調和を図るため、旅館業に係る営業計画の周知及び適正な管理運営に関し必要な事項を要綱にて規定しました。

要綱は、令和8年3月12日から施行しますので、規定した内容について適切な対応をお願いします。なお、詳細は要綱全文をご確認ください。

### 1. 規定した事項の概要

#### (旅館業の申請前の手続き)

- ①説明会の開催等による近隣住民への事前周知
- ②事前の標識の設置

#### (事業開始後の営業者の責務)

- ①外国人宿泊者に施設の設備の使用方法的案内等を外国語で提供
- ②宿泊者に近隣住民等の生活環境の悪化を防止するために必要な事項の説明
- ③施設の外部から見やすい場所に管理者等と連絡がとれる連絡先等を掲示
- ④近隣住民等からの苦情等に適切かつ迅速に対応するための体制の整備
- ⑤苦情等の内容の記録

### 2. 規定した内容

#### (旅館業の申請前の手続き)

##### ①説明会の開催等による近隣住民への事前周知

###### ○要綱第3条

- ・申請予定者は、施設ごとに、旅館業の申請をしようとする日の20日前までに、近隣住民に対し説明会の開催又は戸別訪問（以下「説明会の開催等」という。）により次に掲げる事項の営業計画に関する説明を行わなければならない。

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 申請予定者の氏名（法人にあっては、法人名及び代表者の氏名）
- (3) 施設が旅館業の用に供されるものである旨
- (4) 申請をしようとする日
- (5) 施設が存在する建築物の規模及び構造並びに施設の規模
- (6) 客室の数
- (7) 宿泊者の定員
- (8) 営業を開始しようとする日

- ・説明を行う際は、説明を受ける者が疑義や追加の問合せが行えるよう、問合せに対応する者の連絡先を明示しなければならない。
- ・申請予定者は、旅館業の申請時に説明会の開催等を実施した旨を保健所長に報告しなければならない。

## **②事前の標識の設置**

### **○要綱第4条**

- ・申請予定者は、旅館業の申請をしようとする日の20日前から許可を受けるまでの間、施設又はその敷地の外部から見やすい場所に、標識を設置しなければならない。ただし、当該設置をすることについて、共同住宅等における管理を行うための団体(建物の区分所有等に関する法律第3条に規定する団体をいう。)から承諾が得られないときその他保健所長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
- ・申請予定者は、旅館業の申請時に標識を設置した旨を保健所長に報告しなければならない。また、標識を設置しなかった場合も同様とする。

#### **(標識の内容)**

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 申請予定者の氏名(法人にあっては、法人名及び代表者の氏名)
- (3) 施設が旅館業の用に供されるものである旨
- (4) 申請をしようとする日
- (5) 施設が存在する建築物の規模及び構造並びに施設の規模
- (6) 客室の数
- (7) 宿泊者の定員
- (8) 営業を開始しようとする日
- (9) 問合せに対応する者の連絡先
- (10) 標識の設置年月日

※標識は、日本産業規格A列3番の大きさ以上のものとする。

### **(営業者の責務)**

#### **①外国人宿泊者に施設の設備の使用方法的案内等を外国語で提供**

##### **○要綱第5条第1項**

- ・外国人の宿泊者に対し、施設の設備の使用方法的案内に関する外国語を用いた案内、移動のための交通手段に関する外国語を用いた情報提供を行う等の利便性の確保を図らなければならない。

#### **②宿泊者に近隣住民等の生活環境の悪化を防止するために必要な事項の説明**

##### **○要綱第5条第2項及び同条第3項**

- ・宿泊者に対し、近隣住民及び周辺住民の生活環境の悪化を防止するため必要な事項を説明しなければならない。
- ・説明をするときは、必要に応じて外国語を用いなければならない。

### **(宿泊者に対し説明する事項)**

- (1) 大声又は騒音を発してはならないこと、足音その他の移動に伴う音をみだりに発生させないように努めることその他静穏を保持するために必要な事項
- (2) 施設及びその周辺において、飲料を収納し、又は収納していた容器、たばこの吸い殻、紙くず、廃プラスチック類その他これらに類する物が、容易に投棄されることを防ぐために必要な事項
- (3) 施設における廃棄物の適切な処理の方法
- (4) 火災を発生させる可能性がある器具等の適切な使用方法
- (5) 火災が発生したときに適切に対応するために必要な事項
- (6) その他周辺地域の生活環境を悪化させないために必要な事項

## **③施設の外部から見やすい場所に管理者等と連絡がとれる連絡先等を掲示**

### **○要綱第5条第4項**

- ・施設の外部から見やすい場所に、次の事項を掲げなければならない。

#### **(掲示する事項)**

- (1) 営業の種別
- (2) 営業者の氏名（法人にあっては、法人名及び代表者の氏名）
- (3) 施設の名称
- (4) 管理者や従業員等と連絡がとれる連絡先(施設の内部に営業者が駐在し又は使用人等を駐在させる場合を除く。)

※掲示は、日本産業規格A列4番の大きさ以上のものとする。

## **④近隣住民等からの苦情等に適切かつ迅速に対応するための体制の整備**

### **○要綱第5条第5項**

- ・近隣住民及び周辺住民からの苦情及び問合せ並びに火災その他の災害等の緊急の事態に適切かつ迅速に対応するための体制を整備しなければならない。

## **⑤苦情等の記録**

### **○要綱第5条第6項及び同条第7項**

- ・苦情等があった場合は、その内容を記録しなければならない。
- ・苦情等の記録について、市から求めがあった場合は写しを提出しなければならない。

#### **(用語の定義)**

近隣住民：施設の敷地境界線からおおむね10メートルの範囲内の建築物に居住する者、施設が存する建築物の当該施設以外の部分に居住する者その他保健所長が必要と認める者

周辺住民：施設の周辺に居住する者であって生活環境に悪影響を受けるおそれがある者

**担当**

**船橋市保健所衛生指導課環境指導係**

**T E L    0 4 7 - 4 0 9 - 2 5 6 3**